

【令和2年度の取組】

令和2年度の取組実績	中期財政計画を作成・公表することにより、経常収支比率や市債残高等の見通しを明らかにした。財政状況を適切に把握し、長期的な視点で財政運営を行うことで、健全な財政運営の維持に繋がった。 実質収支 1,810,871千円		
実績・数値目標	指標1	指標2	指標3
	指標名	経常収支比率	実質収支比率
	目標値	95.8%	3.0~5.0%
	R2実績値	89.7%	7.7%
	歳入増加額(千円)	—	—
	歳出削減額(千円)	—	—
目標値と実績値の差分についての理由	比率が低いほど、臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることを示している。退職手当、公債費等の経常的経費の支出の減や、県税交付金や地方交付税等の一般財源の増額により目標値を達成できた。		歳出の削減や、国庫支出金や市債等の特定財源の確保に努めたことにより、前年度繰越金等が増額となり、予想を上回る黒字となった。
担当課評価	B：予定どおりの成果が得られた		

【行政改革推進委員会の評価】

総合評価	B：予定どおりの成果が得られた
コメント	数値目標を上回っているためB評価とする。 コロナ禍における臨時交付金による影響もあるため、コロナ禍が収束した後も財政を維持できるよう努められたい。 経常収支比率は財政の硬直化を表す指標だが、国からの地方交付税等の財源措置の増減により左右されるところがある。国からの財源措置に頼ることなく、市税等の自主財源の確保と歳出見直しに重点を置いた財政運営に努められたい。

<総合評価>

A：高い成果が得られた B：予定どおりの成果が得られた C：一定の成果が得られた
 D：やや不十分な成果にとどまった E：成果は不十分であった

【令和3年度の取組】

課題	生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の増加は見込めず、歳出においては社会保障関係費の増加や施設の老朽化等に伴う維持管理・更新経費の増加も見込まれるなど経常経費が市の財政を圧迫する厳しい状況にある。
課題に向けた取組	引き続き、中長期的な視点で財政計画を作成するとともに、歳入確保に努め、事業見直し等を進めて経常経費の抑制に努める。

おわりに

- ・ 今回は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をどの程度評価に反映させるかがポイントであった。先述のとおり、取組自体ができないものや、目標値を達成できないものなどがあり、令和元年度よりも令和2年度の評価が下がったものが多数あった。しかし、コロナ禍での工夫を行い、何とか結果を出そうとした取組は、その努力を評価に反映している。
- ・ 今回の評価コメントには、取組を担当する所管課にとって、厳しい意見もあるが、持続可能な行財政運営を目指すため、行政改革を徹底し、歳出削減に取り組んでもらいたい。
- ・ 近年、何事においても成果を求められるようになってきており、行政においても同様である。今後進められる後期行動計画においては、取組成果も評価していきたい。また、取組内容だけでなく、取組の成果を測る指標の妥当性をしっかりと検討されることを期待する。

<附属資料>

1 生駒市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢に適応した持続可能で質の高い行財政体制を構築し、及び推進するため、生駒市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 生駒市行政改革推進委員会委員名簿

任期 令和3年7月16日～令和5年7月15日

(敬称略・順不同)

区分	役職等	氏名	委員会 役職
学識経験者	立命館大学 教授 (政策科学部)	モリ ヒロユキ 森 裕之	委員長
	大阪教育大学 教授 (教育学部)	タカヤマ シン 高山 新	副委員長
	元奈良県副知事	イナヤマ カズヤ 稲山 一八	
	京都府立大学 准教授 (公共政策学部)	マツオカ キョウ美 松岡 京美	
団体代表	生駒市自治連合会 会長	モリオカ フミオ 森岡 文夫	
	生駒市民生児童委員連合会 監事	マツヤマ トシヒロ 松山 敏宏	
一般公募	市民	アタラシ ユキコ 新子 由紀子	
	市民	タナカ マリ 田中 麻里	

この報告書に対するお問い合わせは、下記までお寄せください。

生駒市 総務部 行政経営課

〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号

TEL 0743-74-1111 (内線 313)

FAX 0743-74-2100

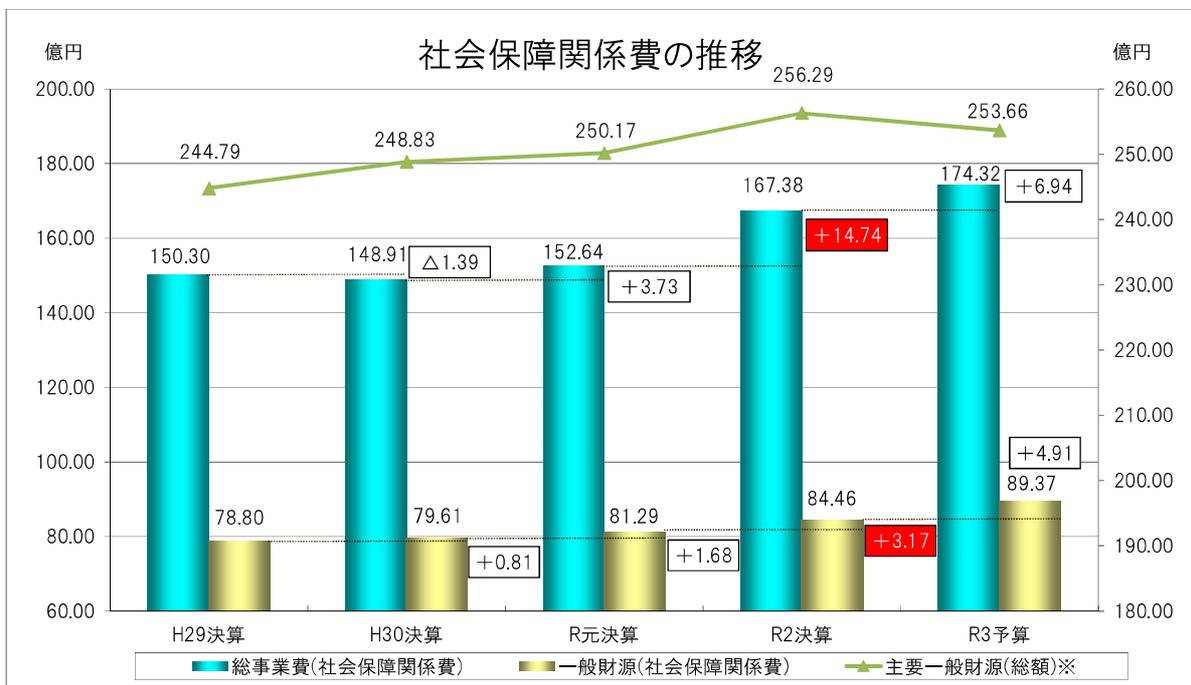
生駒市ホームページ <https://www.city.ikoma.lg.jp/>

社会保障関係費の推移

年度別事業費及び事業費の内一般財源充当額

(単位 千円)

事業名	総事業費					一般財源						
	H29決算	H30決算	R元決算	R2決算	R3予算	H29決算	H30決算	R元決算	R2決算	R3予算	R2-R元	R2/R元
生活保護	1,453,651	1,473,319	1,354,731	1,243,318	1,424,780	341,471	470,480	387,264	418,332	424,535	31,068	1.08
児童母子福祉	6,096,288	5,937,259	6,120,829	6,664,958	6,755,872	2,593,471	2,430,873	2,595,576	2,616,802	2,818,056	21,226	1.01
障がい者高齢福祉	2,699,643	2,815,592	2,994,918	3,151,362	3,268,430	1,147,798	1,153,691	1,163,847	1,347,577	1,237,445	183,730	1.16
社会福祉総務	686,131	427,693	431,851	439,831	453,967	396,828	361,888	362,777	363,935	378,531	1,158	1.00
国民健康保険	628,692	623,819	626,449	621,334	635,708	170,466	167,482	170,909	165,124	174,258	△ 5,785	0.97
介護保険	1,182,537	1,213,672	1,327,155	1,396,294	1,484,046	1,171,722	1,201,795	1,282,466	1,320,502	1,403,171	38,036	1.03
後期高齢者医療	1,247,411	1,379,922	1,413,033	1,452,604	1,551,196	1,100,846	1,224,940	1,255,148	1,277,744	1,302,833	22,596	1.02
保健衛生	434,344	421,195	396,652	1,043,739	626,548	413,552	409,256	376,962	365,706	610,660	△ 11,256	0.97
予防健康	601,405	598,367	598,254	724,254	1,231,800	543,915	540,639	534,058	569,799	587,428	35,741	1.07
計	15,030,102	14,890,838	15,263,872	16,737,694	17,432,347	7,880,069	7,961,044	8,129,007	8,445,521	8,936,917	316,514	1.04
前年度増減額	—	△ 139,264	373,034	1,473,822	694,653	—	80,975	167,963	316,514	491,396		



※主要一般財源とは市税、地方譲与税、各種交付金及び交付税など毎年経常的に収入される一般財源を表します。

R2決算の特徴(R元決算との対比)

(単位 千円)

主な項目	総事業費の増減	一般財源の増減
・【児童母子福祉】給付件数の減に伴う子ども医療費助成費の減	△ 63,882	△ 25,205
・【児童母子福祉】子育て世帯に対する臨時特別給付金等支給に伴う児童手当給付費の増	272,567	△ 6,530
・【障がい者高齢福祉】障がい福祉サービス利用の増加に伴う給付費の増	153,311	186,399
・【介護保険】介護サービス受給者の増加及び低所得者の介護保険料軽減の強化に伴う繰出金の増	70,822	38,026
・【後期高齢者医療】療養給付費負担金の増	17,192	17,192
・【保健衛生】病院事業会計への補助金の増(空床確保料等)	640,700	△ 184
・【予防健康】予防接種対象者数の増加に伴う予防接種委託料の増	54,675	26,501

※本表の社会保障関係費には、施設の建設等に係る投資的経費は含んでいません。

※平成29年度、平成30年度の総事業費、一般財源には当該年度に国に償還した前年度の生活保護費に対する国庫補助金の精算額を調整して控除しています。

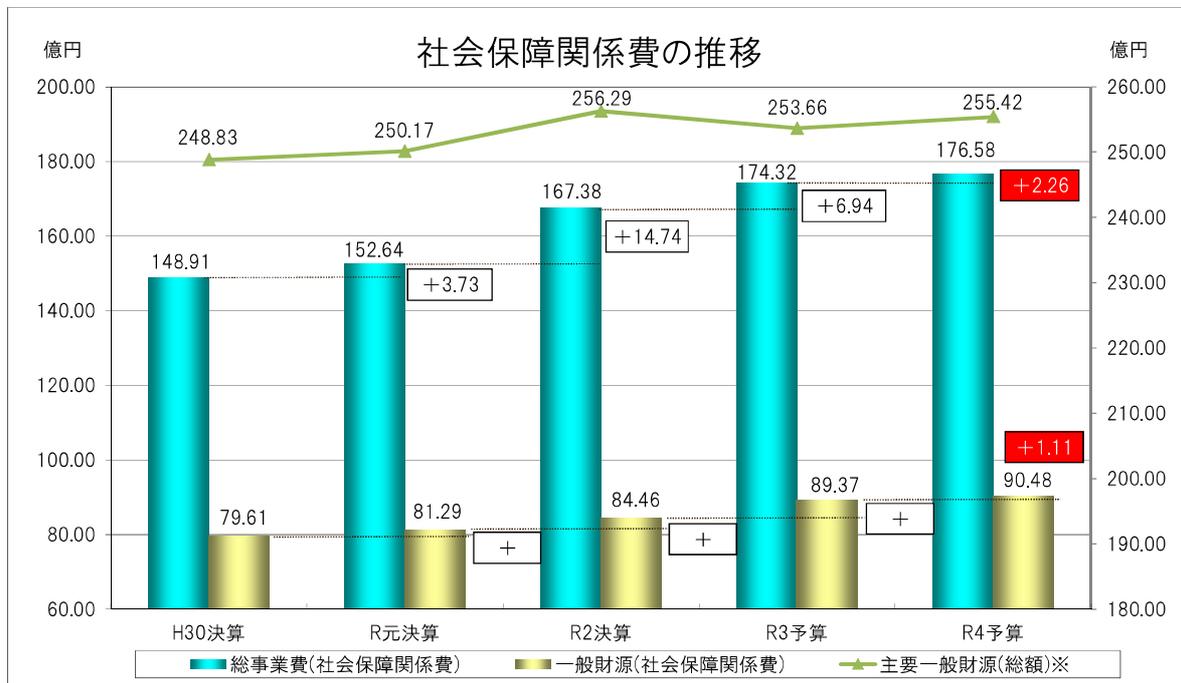
※令和2年度の総事業費、一般財源には特別定額給付金給付事業は含んでいません。

7 社会保障関係費の推移

年度別事業費及び事業費の内一般財源充当額

(単位 千円)

事業名	総事業費					一般財源						
	H30決算	R元決算	R2決算	R3予算	R4予算	H30決算	R元決算	R2決算	R3予算	R4予算	R4-R3	R4/R3
生活保護	1,473,319	1,354,731	1,243,318	1,424,780	1,319,964	470,480	387,264	418,332	424,535	395,403	△ 29,132	0.93
児童母子福祉	5,937,259	6,120,829	6,664,958	6,755,872	6,657,525	2,430,873	2,595,576	2,616,802	2,818,056	2,719,428	△ 98,628	0.97
障がい者高齢福祉	2,815,592	2,994,918	3,151,362	3,268,430	3,650,081	1,153,691	1,163,847	1,347,577	1,237,445	1,316,177	78,732	1.06
社会福祉総務	427,693	431,851	439,831	453,967	501,686	361,888	362,777	363,935	378,531	376,147	△ 2,384	0.99
国民健康保険	623,819	626,449	621,334	635,708	635,601	167,482	170,909	165,124	174,258	174,231	△ 27	1.00
介護保険	1,213,672	1,327,155	1,396,294	1,484,046	1,518,268	1,201,795	1,282,466	1,320,502	1,403,171	1,435,236	32,065	1.02
後期高齢者医療	1,379,922	1,413,033	1,452,604	1,551,196	1,697,571	1,224,940	1,255,148	1,277,744	1,302,833	1,421,677	118,844	1.09
保健衛生	421,195	396,652	1,043,739	626,548	659,999	409,256	376,962	365,706	610,660	619,238	8,578	1.01
予防健康	598,367	598,254	724,254	1,231,800	1,017,935	540,639	534,058	569,799	587,428	590,219	2,791	1.00
計	14,890,838	15,263,872	16,737,694	17,432,347	17,658,630	7,961,044	8,129,007	8,445,521	8,936,917	9,047,756	110,839	1.01
前年度増減額	—	373,034	1,473,822	694,653	226,283	—	167,963	316,514	491,396	110,839		



※主要一般財源とは市税、地方譲与税、各種交付金及び交付税など毎年経常的に収入される一般財源を表します。

R4予算の特徴(R3予算との対比)

(単位 千円)

主な項目	総事業費の増減	一般財源の増減
・【生活保護】被保護世帯の減少に伴う生活保護扶助費の減	△ 104,494	△ 26,234
・【児童母子福祉】特例給付制度の見直しに伴う児童手当給付費の減	△ 77,691	△ 8,907
・【障がい者高齢福祉】障がい福祉サービス利用の増加に伴う給付費の増	402,003	101,784
・【介護保険】被保険者数の増加に伴う介護保険給付費等に対する繰出金の増	33,486	31,502
・【後期高齢者医療】医療費の増加に伴う療養給付費負担金の増	109,927	107,391
・【予防健康】新型コロナウイルスワクチン接種回数の減に伴う事業費の減	△ 216,944	0

※本表の社会保障関係費には、施設の建設等に係る投資的経費は含んでいません。

※平成30年度の総事業費、一般財源には当該年度に国に償還した前年度の生活保護費に対する国庫補助金の精算額を調整して控除しています。

※令和2年度の総事業費、一般財源には特別定額給付金給付事業は含んでいません。